

10. 現場管理

10.1 現場管理

工事中は、関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めなければならない。

1 工事の施行に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等のできる限り防止し、生活環境の保全に努めるものとする。

工事の施行に当たっては、次の技術指針、対策要綱、設置基準を参照すること。

- (1) 土木工事安全施工技術指針
(国土交通省大臣官房技術調査課－令和4年2月)
- (2) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
(建設省大臣官房技術参事官通達－昭和62年4月)
- (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱
(国土交通省告示第496号－令和元年9月2日)
- (4) 道路工事現場における標示施設等の設置基準
(建設省道路局長通達－平成18年3月改正)

※道路工事保安施設設置基準（建設省地方建設局－昭和47年2月）は、「(4)道路工事現場における表示施設等の設置基準」の改正に伴い廃止

- 2 道路工事に当たっては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に協議すること。
- 3 工事の施行によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任を持って公正かつ速やかに処理すること。
- 4 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに工事現場の道路管理者及び所轄警察署長に通報するとともに、水道部に連絡すること。工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認しておくとともに、関係者に周知徹底しておくこと。
- 5 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うこと。
- 6 道路の掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するために、保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置するものとする。また、その工事に従事する作業員の安全についても十分留意すること。
- 7 道路使用許可等の提示を求められた際に、直ちに提示できるようにしておくこと。
- 8 工事施行者は、本復旧工事施行まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたとき又は道路管理者等から指示を受けたときは、交通等に支障をきたさないよう直ちに修復をすること。